

## 長崎県宿泊施設の緊急環境整備支援事業費補助金実施要綱

### (趣旨)

第1条 県は、コロナ禍において原油価格や物価高騰の影響を受けている宿泊事業者が経営改善に向けて省エネ設備等を導入するための費用について、予算の定めるところにより、宿泊施設の緊急環境整備支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）及び長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱（平成23年長崎県告示第470号。以下「交付要綱」という。）並びに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（令和2年5月1日府地創第127号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の規定によるほか、この実施要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けている施設とする。ただし、農林漁業体験民宿業に係る施設、国県又は市町村が所有、管理又は運営する施設並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に該当する施設を除く。
- (2) 県会計年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで

### (補助対象者)

第3条 補助対象者は次の各号の全てを満たす事業者とする。

- (1) 長崎県内で宿泊施設の営業許可を受け営業していること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (3) 宿泊施設を運営する事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が長崎県暴力団排除条例（平成28年条例第30号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。
- (4) 法人税、県税、消費税及び地方消費税の滞納がない又は猶予されていること。

### (補助対象事業等)

第4条 この補助金の補助対象経費、補助率、補助金額の範囲は別表1に定めるところとする。

- 2 算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

### (補助金の交付申請)

第5条 規則第4条の規定により、補助金交付申請書（様式第1号）に添付すべき書類は、次の各号に定めるところとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 都道府県税に未納がないことを証明する納税証明書又は新型コロナウイルスに係る特例猶予許可書又は特例分割納付許可書等

- (3) 法人税、消費税及び地方消費税に係る未納税額のないことを証明する納税証明書又は新型コロナウイルスに係る特例猶予許可書又は特例分割納付許可書
- (4) 旅館業法における営業許可書（補助事業申請者に対する許可に限る）の写し
- (5) 誓約書（様式第3号）
- (6) その他知事が必要と認める書類

2 規則第4条の知事が定める申請書を提出できる時期は、別に定める。

3 補助金の交付申請をしようとする補助事業者は、その申請時に仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

#### （補助金の交付決定）

第6条 知事は、前条の申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認める時は補助金の交付の決定をし、補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による交付の決定に当たっては、前条第3項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第3項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を附して交付決定を行うものとする。

#### （交付決定前の事業着手）

第7条 補助金の交付の申請をするにあたって、交付の決定前に申請者の責任においてやむを得ず事業に着手する場合は、事前着手届（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

#### （交付申請の取下げのできる期限）

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期日は、補助金の交付決定の通知から15日を経過した日とする。

#### （補助事業の実施状況報告）

第9条 規則第11条第1項の規定による状況報告は、県が別途報告を求めた際は、その日から10日以内に、様式第6号により報告するものとする。

#### （補助事業の変更）

第10条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、規則第11条第2項の規定に基づき、あらかじめ申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業に要する経費区分間の配分額の20パーセント以内の

金額を変更しようとする場合で補助金額に変更を生じないものについてはこの限りでない。

- 2 知事は、前項の承認には、必要に応じ条件を附し、又はこれを変更することができる。
- 3 第1項の申請は、変更承認申請書（様式第7号）によるものとし、添付すべき書類は次の各号のとおりとする。
  - (1) 変更補助事業計画書（様式第8号）
  - (2) 変更補助事業明細書（様式第9号）
  - (3) 実施事業に係る見積書の写し等

（補助事業の中止又は廃止）

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第10号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業遅延等の報告）

第12条 補助事業者は、事故により補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業遅延等報告書（様式第11号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（補助事業の実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、規則第13条第1項の規定に基づき、知事に対し、実績報告を行わなければならない。

- 2 前項の報告時に提出する書類は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 補助事業実績報告書（様式第12号）
  - (2) 補助事業実績書（様式第13号）
  - (3) 補助事業収支精算書（様式第14号）
  - (4) 証拠帳票類の写し
  - (5) その他知事が必要と認める書類
- 3 実績報告を行う期限は、事業の完了した日から30日を経過した日又は当該年度の1月31日のいずれか早い日とする。ただし、令和4年12月以降に交付決定を受けた事業については、事業の完了した日から30日を経過した日又は当該年度の2月28日のいずれか早い日とし、令和5年4月以降に交付決定を受けた事業については、事業の完了した日から30日を経過した日又は当該年度の12月28日のいずれか早い日とする。なお、やむを得ない事情があると知事が認めるときはこの限りではない。
- 4 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額を減額して報告しなければならない。

（繰越承認申請）

第14条 補助事業者は、補助金の交付決定があった年度内に事業を完了しなければならない。ただし、繰越しについて知事の承認を受けた場合は、この限りでない。

- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定による繰越しの承認を申請するときは、様式第1-2号により繰越申請書を知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、繰越しについて知事の承認を受けた場合には、前項の繰越し申請書に記載する期日までに補助事業を完了し、前条に定める実績報告書を知事に提出しなければならない。

#### (補助金の額の確定)

第 15 条 知事は、実績報告を受けた場合においては、書類の審査及び必要に応じて現地の状況調査等を行ったうえで、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第 15 号)により通知するものとする。

#### (補助金の交付)

第 16 条 補助事業者は、規則第 16 条の規定に基づき補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第 16 号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、概算払いにより交付することができる。補助事業者は、概算払いにより補助金の交付を受けようとするときは、概算払請求書(様式第 17 号)に出来高(見込)調書(様式第 18 号)、その他知事が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

#### (仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 17 条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書(様式第 19 号)により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減額して申請又は報告した額を上回る部分の金額)の返還を命じる。

#### (補助金の経理)

第 18 条 補助事業者は、この補助金に係る経理についての収入及び支出の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する県会計年度の終了の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

#### (財産の管理)

第 19 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、事業完了後も、取得財産等管理台帳(様式第 20 号)を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って効率的な運用を図らなければならない。

#### (財産の処分の制限)

第 20 条 補助事業者は、取得財産等のうち 1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の財産について、次の各号に定める期間内に補助金の交付目的に反して使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとする(以下「取得財産等の処分」という。)ときは、規則第 20 条の規定に基づき、あらかじめ取得財産等の処分承認申請書(様式第 21 号)を知事に提出し、その承認を受

けなければならない。この場合において、知事は、当該取得財産等が次の各号に定める期間を経過している場合を除き、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

(1) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間

(2) 大蔵省令に定めのない財産については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年通商産業省告示第360号）に定められている耐用年数に相当する期間

2 前項の規定は、やむを得ない事情により当該財産の用途を廃止する場合にも適用する。

（補助金の交付の決定の取消し等）

第21条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付の内容、条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、その返還を命ずる。

（成果の発表）

第22条 知事は、補助金の交付を受けて行った事業の成果について、必要があると認めるときは、公表することができるものとする。

（雑則）

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和4年 7月 1日から適用する。

この要綱は、令和4年11月 1日から適用する。

この要綱は、令和5年 3月17日から適用する。

この要綱は、令和5年 4月24日から適用する。

この要綱は、令和5年 5月 8日から適用する。

別表1（第4条関係）

補助対象経費		補助率	補助金額 の範囲
ア	高性能ボイラー、省エネ型換気・空調設備、LED照明設備などの省エネに資する設備の導入等に要する経費	2/3以内	客室数に応じ、以下のとおり  ○30室以上 6,000千円以内 ○10～29室 4,000千円以内 ○9室以下 2,000千円以内
イ	客室制御システムや自動チェックインシステムなどの省エネ・省力化に資するシステムの導入に要する経費		